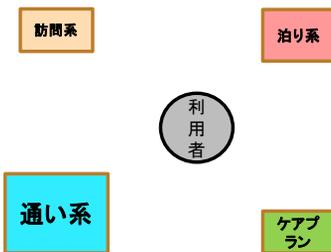


通所介護

- ・ 居宅サービスの中の通い系サービスの1つ
- ・ 対象は要介護者のみ（訪問介護も同じ）
- ・ 定員19人以上
- ・ 都道府県知事が指定
- ・ 全ての介護サービスの中で最も数が多い？⇒基準がゆるい（人員基準の所で説明）

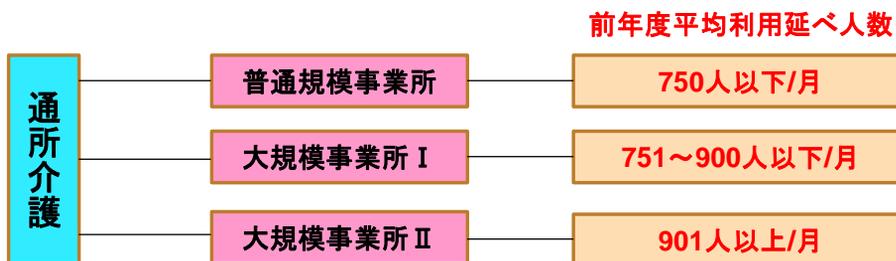


要介護者に老人デイサービス事業を行う施設または老人デイサービスセンターに通ってきてもらい、入浴、排泄、食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、**利用者家族の身体的・精神的負担軽減を図る**サービス。

1

通所介護

- ・ 3類型
- ・ 定員19人以上（事業所の利用定員）
- ・ 平均利用延べ人数 $50人 \times 5回/週 \times 4 = 1,000人$



介護報酬

①事業所規模、②サービス提供時間(1時間毎の6区分)、③要介護度で区分

送迎時に実施した居宅内での介助について、条件付きで1日あたり30分を限度にサービス提供時間に含めることができる

通常の事業の実施地域内に住む利用者の送迎に要する費用は通所介護費に含まれる（実施地域外の場合は送迎費用を請求できる）

3~4 6~7
4~5 7~8
5~6 8~9時間

2

通所介護

人員基準 ①専門資格は不要（認知症研修は必要）、②兼務不可を覚える

管理者（通所介護計画を作成）	常勤・専従（兼務可） 専門資格は不要	
生活相談員	専従1人以上（兼務不可）	どちらか1人以上 常勤でなければ ならない
介護職員	専門資格は不要（配置人数は覚えなくてOK）	
看護職員（看護師、准看護師）	専従1人以上（兼務不可）	
機能訓練指導員	1人以上、兼務可能 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格を有する者 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員または介護職員が行っても良い。	

※専門資格は不要（訪問介護の介護職員は専門資格が必要）、認知症に関する研修が義務化された

3

3

通所介護

加算・減算

減算	事業所と同一建物等に居住する利用者に対するサービス提供	減算
加算	延長加算	サービス提供時間が9時間以上となる場合 5時間 を限度として算定
	個別機能訓練加算	専従で理学療法士等を配置。利用者の居宅を訪問したうえで、 個別機能訓練計画を作成し、3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問 した上で、利用者またはその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること（訓練は 5人程度以下の小集団又は個別 ）。 ※人数制限あり(多人数はダメ)
	生活機能向上連携加算	通所リハビリテーション事業所、訪問リハビリテーション事業所、医療提供施設の医師または理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が通所介護事業所を訪問し、共同でアセスメントのうえ個別機能訓練計画等を作成し、医師、理学療法士等と連携して計画の進捗状況等を3か月に1回以上評価して、見直している場合。
	口腔・栄養スクリーニング加算	介護サービス事業所の従業者が確認（管理栄養士×）
	栄養改善加算	管理栄養士（外部でも可） を配置し、介護職員等と共同で作成した栄養ケア計画に基づき支援。3か月間につき、月2回を限度に算定可能。
	認知症加算	認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅲ以上 の利用者に対して算定（若年性認知症利用者受入加算との併用算定はできない）

4

4

加算・減算		通所介護
減算	事業所と同一建物等に居住する利用者 にサービス提供	減算
加算	延長加算	サービス提供時間が9時間以上となる場合 5時間 を限度として算定
	個別機能訓練加算	専従で理学療法士等を配置。利用者の居宅を訪問したうえで、 個別機能訓練計画を作成し、3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問 した上で、利用者またはその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。
	生活機能向上連携加算	通所リハビリテーション事業所、訪問リハビリテーション事業所、医療提供施設の医師または理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が通所介護事業所を訪問し、共同でアセスメントのうえ個別機能訓練計画等を作成し、医師、理学療法士等と連携して計画の進捗状況等を3か月に1回以上評価して、見直している場合。
	口腔・栄養スクリーニング加算	介護サービス事業所の従業者が確認（管理栄養士×）
	栄養改善加算	管理栄養士（外部でも可） を配置し、介護職員等と共同で作成した栄養ケア計画に基づき支援。3か月間につき、月2回を限度に算定可能。
	認知症加算	認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅲ以上 の利用者に対して算定（若年性認知症利用者受入加算との併用算定はできない） 5

5

問題 53 介護保険における通所介護について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 通所介護計画は、その内容について利用者に説明して同意を得た上で作成し、利用者に口頭で示せばよい。
- 2 通所介護計画は、介護支援専門員が作成しなければならない。
- 3 サービス提供時間が9時間以上の場合、延長加算を算定できる。
- 4 若年性認知症の利用者を受け入れた場合は、認知症加算に加えて、若年性認知症利用者受入加算を算定できる。
- 5 利用者は、利用日ごとに異なる提供時間数のサービスを受けることができる。

6

6

問題 52 介護保険における通所介護について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 生活相談員は、専ら当該事業所の通所介護の提供に当たる者でなくてもよい。
- 2 看護職員は、配置されることが望ましい。
- 3 機能訓練指導員に関する要件は、特に定められていない。
- 4 介護職員に関する資格要件は、特に定められていない。
- 5 管理者に関する資格要件は、特に定められていない。

7

7

問題 53 介護保険における通所介護について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 通所介護費は、事業所の規模によって2つに分けて設定されている。
- 2 通所介護費は、サービスの所要時間によって3つに分けて設定されている。
- 3 サービスの所要時間が同じ区分の利用者については、サービス提供開始時刻を同じにしなければならない。
- 4 送迎時に実施した居宅内での介助は、1日30分以内を限度に、通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。
- 5 通常の事業の実施地域以外に住む利用者の送迎にかかる費用は、利用料以外の料金として支払いを受けることができる。

8

8